

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年6月20日

京都府教育委員会
教育長 田原 博明

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

- ア 京都府立盲学校スクールバス運行業務 一式
- イ 京都府立聾学校スクールバス運行業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 業務期間

平成24年8月1日から平成27年7月31日まで

(4) 業務を行う場所等

- ア (1)のアの業務 京都府立盲学校通学区域内等
- イ (1)のイの業務 京都府立聾学校通学区域内等

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

- ア 1の(1)のアの業務 〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1
京都府立盲学校事務部
電話番号 (075)462-5083
- イ 1の(1)のイの業務 〒616-8092 京都市右京区御室大内4
京都府立聾学校事務部
電話番号 (075)461-8121

(2) 入札説明会の日時及び場所（説明会の当日も入札説明書及び仕様書を交付）

ア 日時

- (ア) 1の(1)のアの業務 平成24年6月27日（水）午前9時から
- (イ) 1の(1)のイの業務 平成24年6月27日（水）午前11時から

イ 場所

- (ア) 1の(1)のア及びイの業務

京都市上京区東堀川通下長者町下る ルビノ京都堀川 2階 嵯峨の間

3 一般競争入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札に参加することができる者は、次の(1)から(8)までのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- (3) 申請書又は添付資料（以下「申請書等」という。）に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 本店、支店又は営業所等を京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡及び相楽郡に設置していない者
- (5) 審査基準日から起算して過去5年以内に、国若しくは地方公共団体からその保有するバス若しくは一般貸切バスの運行を2回以上受託した実績又は京都府内の公共交通路線としての一般乗合バスの営業実績を有しない者
- (6) 運行に使用した車両が事故又は故障その他の理由により運行を中断したときは、その連絡後1時間以内に代替車両による運行を再開するなどの適切な措置を講じて、当該運行業務を継続して行うことができない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、1の(1)のアの業務については京都府立盲学校長に、1の(1)のイの業務については京都府立聾学校長に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

平成24年6月20日(水)から平成24年7月10日(火)までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

- イ 交付場所
2の(1)に同じ。
 - ウ 交付方法
交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。
- (2) 申請書の提出期間等
- ア 提出期間
平成24年6月20日(水)から平成24年7月10日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)
 - イ 提出場所
2の(1)に同じ。
 - ウ 提出方法
 - (ア) 持参の場合
提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。
 - (イ) 郵送の場合
書留郵便とすること(アの提出期間内に必着のこと。)
- (3) 添付資料
- 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
- ア 法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等
 - イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書
 - ウ 消費税及び地方消費税納税証明書
 - エ 営業経歴書及び営業実績調書
 - オ 取引使用印鑑届
 - カ 4の(6)から(8)に該当しないことを説明できる書類
 - キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- (4) 資料等の提出
- 申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) その他
- 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。
- 6 資格審査結果の通知
- 資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。
- 7 参加資格を有する者の名簿への登載
- 資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)のア及びイの業務別に一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。
- 8 参加資格の有効期間
- 参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から平成25年3月31日

までとする。

9 参加資格の変更

申請書を提出した者（7の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項をそれぞれの学校長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあっては、代表者の氏名、個人にあっては、その者の氏名
- (5) 取引使用印鑑届

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると、それぞれの学校長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他学校長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ないもの及び4の(1)から(8)までのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるときは、その資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員

職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1の(1)のアの業務 平成24年7月25日(水) 午前11時から

(イ) 1の(1)のイの業務 平成24年7月25日(水) 午前11時30分から

イ 場所

(ア) 1の(1)のア及びイの業務

京都市上京区東堀川通下長者町下る ルビノ京都堀川 2階 梅の間

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のアからクまでのいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

イ 申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 委任状を持参しない代理人

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者

カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

ク その他入札に関する条件に違反した者

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第3号に該当する場合は契約保証金を免除する。

15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。